

# 東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園自動販売機 による清涼飲料水等の販売管理運営事業者募集要項

公益財団法人東京都歴史文化財団  
東京都江戸東京博物館

東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園では、利用者のサービス向上のため、園内に自動販売機を設置し清涼飲料水等の販売を行う管理運営事業者を、下記の条件のもとで募集します。

## 1 募集事業者

東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園における自動販売機による清涼飲料水等の販売管理運営事業者

## 2 運営事業者による販売商品の種類

清涼飲料水、食品等

## 3 運営事業者による販売商品の形状及び種類

- (1) 清涼飲料水のみ自動販売機については缶、ペットボトルの単独販売または併売による販売とする。但し、食品を販売する自動販売機についてはその限りではない。
- (2) 自動販売機1台あたり、最低20セル以上とすること。
- (3) 自動販売機設置場所には、販売する商品の使用済容器の回収ボックスを設置すること。回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等を問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

## 4 募集事業者数及び設置自動販売機数、自動販売機の規格

- (1) 募集事業者数  
2者 (Aグループ・Bグループ)

- (2) 自動販売機設置台数  
計9台

※上記(1)(2)について詳細は、別紙1「エリア別清涼飲料水等自動販売機規格・条件・設置台数及びグループ別募集事業者数(予定)一覧」のとおり。

### (3) 規格

- ア) 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。
- イ) 可能な限りユニバーサルデザイン仕様のものですること。
- ウ) ホットアンドコールド機であること（清涼飲料水販売機のみ）。
- エ) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したもとする。
- オ) 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。
- カ) 照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能、24時間消灯機能搭載機とすること。）
- キ) 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置すること。
- ク) 安全対策
  - ① 「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、公益財団法人東京都歴史文化財団（以下、財団という。）の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
  - ② 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、財団の責に帰することが明らかな場合を除き、財団はその責を負わない。
  - ③ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等、関係法令等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。営業許可の必要な商品を販売する場合は、商品販売に必要な営業許可を受け、その許可証を明示すること。
- ケ) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- コ) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。
- サ) 原則として災害時に無料で商品を提供する等の災害対応型であること。
- シ) 電子マネーでの購入に対応していること。（最低限、交通系電子マネー Suica、PASMO に対応）  
ただし、電子マネー使用のための電波が入らない場所についてはこの限りではない。
- ス) 購入方法案内等、可能な限り多言語表記に対応していること。

## 5 運営事業者の応募資格及び要件

- (1) 過去3年間に営業販売に関し、食品衛生法又は食品製造等取締条定に基づき、営業許可の取消し等の行政処分を受けていない者。
- (2) 国税及び都税等の未納がない者。
- (3) 緊急を要する場合、速やかに適切な対応ができる者。
- (4) 下記「10 経費負担」に示す経費負担ができる者。

## 6 契約期間

令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。

## 7 運営条件

- (1) 自動販売機の設置及び維持・保守及び補修に関する費用は、運営事業者の負担とする。但し、電源工事等躯体に係る経費は、財団の負担とする。
- (2) 販売事業の遂行に必要な行政上の各種許認可の手続き等を、運営事業者の費用負担で行い、その結果を、財団に報告しなければならない。
- (3) 事前に設置する自動販売機の機種、デザイン等及び販売する商品の品目及びその販売価格は、あらかじめ協議の上、財団の承認を受けなければならない。これらの変更についても同様とする。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充の管理を適切に行うこと。なお、販売価格は標準販売価格以下とすること。
- (4) 運営事業者は、翌月の5日までに月ごとの総売上額を財団へ報告すること。また、自動販売機の販売管理手数料として売上額に一定率を乗じて得た額を財団へ指定期日までに支払うこと。日々の売上金は運営事業者の責任において管理すること。
- (5) 運営事業者は、自動販売機の稼動に要した光熱費相当額を、財団の定める方法により支払わなければならない。
- (6) 運営事業者は、商品の補充、空き容器・代金の回収及び自動販売機周辺の清掃その他商品の販売に関する一切の業務を行うこと。
- (7) 自動販売機の故障その他商品の安全衛生に充分配慮し、自動販売機の故障及び購入者その他第三者とのトラブルについては、自動販売機に運営事業者の連絡先を明示するとともに、運営事業者の費用と責任において迅速に処理すること。
- (8) その他詳細については、運営事業者と財団との間で協議の上取り決めるものとする。

## 8 販売品目について

- (1) 一般市場で認知、支持を受けている商品を中心とした多種多様な種類の清涼飲料水等の飲料、食品を販売すること。
- (2) 酒類及びその類似品は認めない。
- (3) 飲料については、夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品を充実させること。
- (4) 各自動販売機内で安易に同一商品を複数セルにわたって並べないこと。

(5) 各設置場所によっても提供する商品ラインナップに工夫を凝らすこと。

## 9 契約条件その他

- (1) 財団は、運営事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。
- (2) 運営事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。
- (3) 財団は、次の各号に該当するときには、契約を取り消し、又は変更することがある。
- ア) 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき
  - イ) 運営事業者が契約条件に違反をしたとき
  - ウ) 運営事業者が応募者の資格を失ったとき
  - エ) 東京都が財団の東京都江戸東京博物館の指定管理者としての指定を取り消す等の場合
- (4) 契約が終了した場合には、運営事業者は1週間以内に自らの負担で原状回復すること。

## 10 経費負担

運営事業者は、下記に掲げる経費を負担すること。

- (1) 自動販売機設置作業に関わる諸経費
- (2) 電気メーターによる使用電気料(月払い)
- (3) 販売管理手数料 (月払い)  
売上額に一定率を乗じて得た額

## 11 現地説明会について

現地説明会に参加することが応募の条件となります。必ずご参加ください。

- (1) 開催日時：令和3年1月26日（火）  
30分程度を予定。簡単な概要説明及び設置場所の確認をおこなう。
- (2) 参加方法  
＜別紙3＞「自動販売機清涼飲料水等販売管理運営事業者募集現地説明会参加届」をHP上からダウンロードしご記入（押印不要）のうえ、1月22日（金）17時までに下記担当あてFAXにてお送りください。
- 担当 江戸東京たてもの園（東京都江戸東京博物館 事業企画課 たてもの園係）  
高橋、前田
- FAX 042（388）1711

## 1.2 質問の受付及び回答

### (1) 質問受付期間

質問は、令和3年1月29日（金）15時まで、FAX又はEメールで受け付ける。

FAX 042（388）1711

Eメール [tatemono.kanri@edo-tokyo-museum.or.jp](mailto:tatemono.kanri@edo-tokyo-museum.or.jp)

なお、電話での問合せ及び1月29日（金）15時以降の質問は、一切受け付けない。

### (2) 質問項目

質問項目は、項目ごとに簡潔明瞭に記述すること。

### (3) 回答

質問事項と回答を集約したものを、現地説明会参加者全員に、令和3年2月4日（木）17時までに、FAXで回答する。

## 1.3 審査内容及び結果

### (1) 書類審査の実施

提出された書類にもとづいて書類審査を実施し、応募者全員に対して書類審査の可否を通知する。A、Bグループとの重複採用を可とする。なお、応募者からの提出書類は、審査の結果にかかわらず返却しない。

### (2) 審査結果は、令和3年3月5日（金）（予定）に、採否にかかわらず文書にて通知する。なお、審査の内容及びその結果についての問合せには、一切応じない。

## 1.4 応募書類の提出先及び提出期限

現地説明会に参加した応募者は、令和3年2月18日（木）（必着）までに、郵送または持参により下記の書類を江戸東京たてもの園に提出すること。

### (1) 「応募届」 1部

<別紙2> 「自動販売機清涼飲料水等販売管理運営事業者募集応募届」をHP上からダウンロードしてください。必要事項をご記入いただき、代表者印を押印願います。

### (2) 「会社案内」 1部

### (3) 「納入実績」 1部

文化施設における過去3年間の納入実績（書式自由）。

※公益財団法人東京都歴史文化財団が管理する文化施設での納入実績がある場合は、必ず内容に記載すること。

### (4) 「企画提案書」 6部（うち5部は社名等を抹消してください）

「企画提案書」の書式は、自由書式（規格：A4 縦・横書き）とするが、以下の項目は、必ず記載すること。

- ア) 複数のグループに応募する場合の提案書は、グループごと（Aグループ、Bグループ）に分けて作成すること。どれか一つのグループしか希望しない場合はこの限りではない。
- イ) 設置予定自動販売機の機種及びその規格（機種カタログの添付でも可）
- ウ) 自動販売機1台における販売ができるメーカー及びその商品・価格等
- エ) 販売管理手数料  
設置予定の自動販売機別に、明示すること。  
どれだけの割合で納めるのか、その料率をパーセンテージで記載すること。
- オ) 商品の補充及び空き容器の回収頻度及び時間帯等
- カ) 故障、トラブル時の対応等（土日祝日、年末年始のサポート体制含む）
- キ) 上記4（3）の規格を満たしていることの説明  
4（3）の項目順に従って記載してください。
- ク) その他アピールしたい事項

（提出先）江戸東京たてもの園 高橋、前田  
（東京都江戸東京博物館 事業企画課 たてもの園係）  
〒184-0005 東京都小金井市桜町3-7-1

## 15 スケジュール（予定）

- （1）募集要項配布（当館HP）期間  
令和3年1月8日（金）～2月18日（木）
- （2）現地説明会参加届提出締切  
令和3年1月22日（金）17時まで
- （3）現地説明会（応募者参加必須）  
令和3年1月26日（火） 30分程度を予定。
- （4）質問受付期間  
令和3年1月26日（火）から令和3年1月29日（金）15時まで
- （5）質問回答送付  
令和3年2月4日（木）17時までに現地説明会参加者全員に当館よりFAXにて回答いたします。
- （6）応募書類提出期間  
令和3年2月18日（木）（必着）
- （7）運営事業者決定・通知  
令和3年3月5日（金）予定
- （8）契約締結  
令和3年3月上旬

\*スケジュールは、予告なく変更することがあります。

## 参考 「江戸東京たてもの園の概要」

### 1 博物館概要

#### (1) 名称

江戸東京たてもの園

#### (2) 所在地

東京都小金井市桜町三丁目7番1号

#### (3) 敷地面積

70164.06㎡

#### (4) 延床面積

8903.46㎡

#### (5) 主要施設

復元建造物 30棟

屋外展示物 29点

飲食施設

ア 【西ゾーン デ・ラランデ邸内】カフェ「武蔵野茶房」

客席数 約70席

イ 【ビジターセンター内】ミュージアムショップ&カフェ

客席数 約14席

ウ 【東ゾーン 店蔵型休憩棟2階】たべもの処「蔵」

客席数 約24席

### 2 年間入園者数

平成29年度 252,476人

平成30年度 256,202人

平成31年度 229,663人

※平成31年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を防止のため、2月29日（土）より休園。